

議案第 5 1 号

福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について

福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように  
制定する。

平成 29 年 10 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

大阪府における、障害の種別による取扱いの差異を解消し、年齢により区分することなく、より医療を必要とされる方へ医療費の助成を集中するための、老人医療費助成制度と障害者医療費助成制度を統合すること等を内容とした福祉医療費助成制度の再構築等に伴い、関係条例の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する  
条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例

第1条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第2条第1項中「(「社会保険各法」という。)」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」を加え、「もの」を「者」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表において1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第4条の6の別表において1級の第9号に該当する者(その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第1条第3項の別表第3において1級の第9号に該当する者

第2条第2項第1号中「保護を受けている者」を「被保護者」に改め、同項第3

号中「国民健康保険法又は社会保険各法」を「国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「を含む。）又は社会保険各法」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)若しくは組合員(被保険者若しくは組合員)」を「、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者)」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 羽曳野市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年羽曳野市条例第17号)又は羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号)により医療証の交付を受けている者  
第2条に次の2項を加える。

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(本市の区域外に所在するものに限る。)又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(本市の区域外に所在する障害児入所施設に限る。)に入所したことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。)に限る。)であって、当該施設に入所した際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、この条例により助成を行う対象者とする。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設(本市の区域内に所在するものに限る。)又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。)に入所したことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。)に限る。)であって、当該施設に入所した際に他の市町村(当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この条例により助成を行う対象者としなない。

第3条第1項中「の間」を削り、「受けることになる」を「受けようとする」に改め、「前々年」の次に「。以下同じ。」を加え、「規則に」を「規則で」に改め、同条第2項中「、その他」を「その他」に改め、「(昭和40年法律第33号)」の次に「第2条第1項第33号」を、「若しくは」の次に「同項第34号に規定する」を、「損害を

受けた者」の次に「(以下「被災者」という。)」を、「まで」の次に「は、その損害を受けた年の前年における当該被災者の所得に関しては」を加える。

第4条第1項中「国民健康保険法又は社会保険各法」を「、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「、入院時食事療養費、入院時生活療養費」を削り、「特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)及び家族療養費」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に、「羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例(昭和46年羽曳野市条例第27号)の規定により医療費の助成を受けることができる者にあつては、入院時食事療養費及び入院時生活療養費について保険給付が行われた場合に限る。」を「食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。」に改め、「入院時食事療養費及び入院時生活療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その入院時食事療養費標準負担額及び入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るもの(課税世帯の入院時食事療養費標準負担額を上限とする。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象者が、低所得者その他の規則で定める者に該当する場合には、当該療養に要する費用の額に、食事療養又は生活療養に係る費用(健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額を超える部分に係るものを除く。)の額を加えて、当該助成を行うものとする。

第4条第2項中「に該当する場合」を「のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号中「について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第4条に次の1項を加える。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条第1項の申請のあった日から同条第2

項の規定による医療証の交付があった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第5条及び第6条を次のように改める。

(医療証の申請)

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

(助成の適用)

第6条 第4条の規定による医療費の助成は、前条第1項の申請があった日から適用する。

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度の判定をされた者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日又は特定医療費(指定難病)受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費(指定難病)受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を越えて遡及することはできない。

第7条を削る。

第8条中「受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)において療養」を「受けている者(以下「受給者」という。)が、大阪府内に所在地を有する医療機関等において、第4条第1項の規定の適用」に改め、「ときは、」の次に「当該医療機関等に」を加え、同条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条中「対象者」を「受給者」に改め、「、その価額の限度において」を削り、同条を第8条とする。

第11条中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第 14 条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条中「により」の次に「医療費の」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、同条を第 11 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(事実の調査)

第 12 条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問し、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第 13 条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第 14 条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「生活の安定と児童の健全な育成」を「その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進」に改める。

第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 項中「以下同じ。」を削る。

第 3 条第 1 項中「次に掲げるもの」を「、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、

対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

第3条第2項第3号中「身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改め、「第22号)」の次に「又は羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号)」を加え、「に基づき医療費の助成を受けることができる」を「により医療証の交付を受けている」に改め、同項第4号中「及び」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第4条の見出しを「(所得制限)」に改め、同条第1項第1号中「前年の所得(」を「前年(各年の)」に、「前々年所得。以下同じ。)」を「前々年。以下同じ。)の所得」に改め、同条第2項中「損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる」を「、自己又は所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者若しくは同項第34号に規定する扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない」に改める。

第5条を次のように改める。

(助成の範囲)

第5条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付(精神病床への入院に係る給付を除く。)が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額



(入院時食事療養費又は入院時生活療養費について保険給付が行われた場合にあっては、その入院時食事療養費標準負担額又は入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るもの(課税世帯の入院時食事療養費標準負担額を上限とする。)。以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 前3号に掲げるものほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことによつて行う。ただし、次条第1項の申請のあった日から同条第2項の規定による医療証の交付があった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第6条第1項を次のように改める。

この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第6条第2項中「に基づいて、ひとり親家庭医療費」を「があったときは、その資格を審査し、医療費」に改め、「申請者に」を削る。

第7条の見出しを「(助成の適用)」に改め、同条第1項中「ひとり親家庭医療費」を「第5条の規定による医療費」に、「のあった日の属する月の初日から開始」を「があった日から適用」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しく

は死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

第7条第2項中「ひとり親家庭医療費」を「医療費」に改める。

第8条中「受けた」を「受けている」に改め、「という。）は」の次に「、大阪府内に所在地を有する医療機関等において」を加え、「契約医療機関等」を「当該医療機関等」に改める。

第9条中「その価額の限度において、ひとり親家庭医療費」を「第5条の規定により助成すべき医療費」に、「助成したひとり親家庭医療費」を「助成した医療費」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

(譲渡等の禁止)

第10条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払いを請求することができる。

第12条第1項中「、規則で定めるところにより、居住地」を「、住所」に改め、「あったときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第2項中「届出義務者は」を「届出義務者が」に改める。

第13条中「ひとり親家庭医療費について」を「ひとり親家庭に対する医療費の助成に関し」に改め、同条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問し、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第14条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関

し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。  
(助成の制限)

第 15 条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、  
又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないこ  
とができる。

(羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成 9 年羽曳野市条例第 15 号)  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「子ども」の次に「であって、国民健康保険法(昭和 33 年法律第  
192 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各  
法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加  
入者若しくは被扶養者」を加え、同条第 2 項第 3 号中「に基づき、」の次に「国民健  
康保険法又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若し  
くは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。))又は社会保険各法による被保険者、  
組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。))(以下これ  
らを「対象者等」という。)が」を加え、同項に次の 2 号を加える。

(4) 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第  
22 号)の規定により医療証の交付を受けている者

(5) 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年羽曳野市条例  
第 17 号)の規定により医療証の交付を受けている者

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条第 1 項中「規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」とい  
う。))」を「社会保険各法」に、「特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護  
を受けた場合の特別療養費を除く。))及び家族療養費について保険給付が行われた場  
合」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について  
保険給付が行われた場合(精神病床への入院に係る給付を除く。))」に、「対象者、国  
民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。))  
又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。))、組合員若  
しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。))」を「対象者等」に  
改め、同条第 2 項中「次に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に

改め、同項第 1 号中「について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われた」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項第 2 号中「又は定款」を「、定款等」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第 1 項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条第 1 項の申請のあった日から同条第 2 項の規定による医療証の交付があった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

(医療証の申請)

第 5 条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

(助成の適用)

第 6 条 第 4 条の規定による医療費の助成は、新たに対象者となった者にあつては、対象者となった日から適用する。

2 入院等に係る助成の対象となる期間は、その対象者の入院の日から退院の日までとする。ただし、その対象者が入院中に住民基本台帳等に異動があつた場合の助成の対象となる始期及び終期については、規則で定める。

第 7 条を削る。

第 8 条中「受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)において療養」を「受けている者(以下「受給者」という。)が、大阪府内に所在地を有する医療機関等において、第 4 条第 1 項の規定の適用」に改め、

「するときは、」の次に「当該医療機関等に」を加え、同条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条中「第7条第2項の規定により医療証の交付を受けた対象者」を「受給者」に、「対象者」を「受給者」に改め、「あったときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1項を加える。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第10条を第8条とする。

第11条中「対象者」を「受給者」に改め、「、その限度において」を削り、「助成すべき額」を「助成すべき医療費」に、「助成した額」を「助成した医療費の額」に改め、同条を第9条とする。

第12条に次の1項を加える。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

第12条を第10条とする。

第14条を第15条とする。

第13条中「により」の次に「医療費の」を加え、「を返還させる」を「の返還又は支払いを請求する」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第12条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問し、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第13条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第14条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(羽曳野市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第4条 羽曳野市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年羽曳野市条例第27号)を廃止する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(以下「新重度障害者条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

2 附則第5条第2項の規定により医療費の助成を受けている者については、新重度障害者条例第2条第1項の規定にかかわらず、新重度障害者条例の規定による医療費の助成を行わないものとする。

3 新重度障害者条例第4条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに新重度障害者条例第2条に規定する対象者となる者について適用し、施行日前に係る対象者については、新重度障害者条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

4 新重度障害者条例第4条第1項に規定する食事療養及び生活療養に係る給付については、施行日以後に新たに新重度障害者条例第2条に規定する対象者となる者について適用し、施行日前に係る対象者については、新重度障害者条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年10月31日までは、なお従前の例による。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(以下「新ひとり親家庭条例」という。)の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

2 附則第5条第2項の規定により医療費の助成を受けている者については、新ひとり親家庭条例第3条第1項の規定にかかわらず、新ひとり親家庭条例の規定による医療費の助成を行わないものとする。

3 新ひとり親家庭条例第 5 条第 1 項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに新ひとり親家庭条例第 3 条に規定する対象者となる者について適用し、施行日前に係る対象者については、新ひとり親家庭条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 33 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

(羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 第 3 条の規定による改正後の羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(以下「新子ども条例」という。)の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

2 新子ども条例第 4 条第 1 項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに新子ども条例第 3 条に規定する対象者となる者について適用し、施行日前に係る対象者については、新子ども条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 33 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

(羽曳野市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第 5 条 施行日前における第 4 条の規定による廃止前の羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例(以下「旧老人条例」という。)第 2 条に規定する対象者が、施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

2 施行日前における旧老人条例第 2 条に規定する対象者(施行日以後、大阪府内の市町村から本市に住所を変更した者を含む。次項において同じ。)が、施行日から平成 33 年 3 月 31 日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、新重度障害者条例の規定を準用する。

3 施行日前における旧老人条例第 2 条に規定する対象者が、平成 33 年 3 月 31 日までに受けた精神病床への入院が算定される療養に要する費用に係る旧老人条例第 3 条に規定する助成の範囲については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前における旧老人条例第 2 条に規定する対象者が、施行日以後、新重度障害者条例又は新ひとり親家庭条例により医療証の交付を受けたときは、前 2 項の規定による助成は行わない。

(施行前の準備行為)

第 6 条 新重度障害者条例第 5 条、第 9 条、第 12 条及び第 13 条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新重度障害者条例の規定の例により行うことができる。

2 新ひとり親家庭条例第 6 条及び第 12 条から第 14 条までの規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新ひとり親家庭条例の規定の例により行うことができる。

3 新子ども条例第 5 条、第 8 条、第 12 条及び第 13 条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新子ども条例の規定の例により行うことができる。

(羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 7 条 羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項を次のように改める。

1 削除	
------	--

別表第 1 の 2 の項中「羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改める。

別表第 2 の 1 の項を次のように改める。

1 削除		
------	--	--

別表第 2 の 2 の項中「羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改める。

(羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 附則第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定により行われる助成に関する事務及び当該事務の実施に伴う受給資格の審査に関する事務における個人番号の利用については、施行日から平成 33 年 3 月 31 日までの間は、前条の規定による改正後の羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1 の 1 の項及び別表第 2 の 1 の項の規定は適用せず、前条の規定による改正前の羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1 の 1 の項及び別表第 2 の 1 の項の規定は、なおその効力を有する。



新旧対照表

新	旧
<p><u>第 1 条関係</u></p> <p><u>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>重度障害者</u>に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって<u>重度障害者の福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、羽曳野市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)<u>若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項の表において 1 級に該当する者</u></p> <p>(4) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和 48 年厚生省衛発第 242 号)に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号)第 4 条の 6 の別表において 1 級の第 9 号に該当する者(その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。)</u>又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)第 2 条第 1 項に規定する障害児の</p>	<p><u>第 1 条関係</u></p> <p><u>羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>身体障害者及び知的障害者</u>に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって<u>身体障害者及び知的障害者の福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、羽曳野市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

うち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)第 1 条第 3 項の別表第 3 において 1 級の第 9 号に該当する者

(5) 省略

2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定に基づく助成は行わない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者

(2) 省略

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 羽曳野市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 17 号)又は羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成 9 年羽曳野市条例第 15 号)により医療証の交付を受けている者

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(本市の区域外に所在するものに限る。)又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(本市の区域外に所在する障害児入所施設に限る。)に入所したことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。))に限る。)であつて、当該施設に入所した際に本市の区域内に

(3) 省略

2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定に基づく助成は行わない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者

(2) 省略

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(且雇特例被保険者を含む。以下同じ。)若しくは組合員(被保険者若しくは組合員であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

住所を有していたと認められるものについては、この条例により助成を行う対象者とする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(本市の区域内に所在するものに限る。)又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。)に入所したことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。))に限る。)であって、当該施設に入所した際に他の市町村(当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、この条例により助成を行う対象者としない。

(所得制限)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、前年(各年の 1 月から 6 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年。以下同じ。)の所得が、規則で定める額を超える者は、対象者としない。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日までは、その損害を受けた年の前年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。

3・4 省略

(助成の範囲)

第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷につい

住所を有していたと認められるものについては、この条例により助成を行う対象者とする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(本市の区域内に所在するものに限る。)又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。)に入所したことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。))に限る。)であって、当該施設に入所した際に他の市町村(当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、この条例により助成を行う対象者としない。

(所得制限)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、前年(各年の 1 月から 6 月までの間に新たに適用を受けることになる者)にあつては、前々年)の所得が、規則に定める額を超える者は、対象者としない。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日まで、前項の規定は適用しない。

3・4 省略

(助成の範囲)

第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷につい

て、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。ただし、対象者が、低所得者その他の規則で定める者に該当する場合には、当該療養に要する費用の額に、食事療養又は生活療養に係る費用(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 85 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額を超える部分に係るものを除く。)の額を加えて、当該助成を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 省略

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第 1 項の規定による助成を取り扱う健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条第 1 項の申請のあった日から同条第 2 項の規定による医療証の交付があった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うこ

て国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合(羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例(昭和 46 年羽曳野市条例第 27 号)の規定により医療費の助成を受けることができる者)にあつては、入院時食事療養費及び入院時生活療養費について保険給付が行われた場合に限る。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費及び入院時生活療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その入院時食事療養費標準負担額及び入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るもの(課税世帯の入院時食事療養費標準負担額を上限とする。)。以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 省略

とができる。

(医療証の申請)

第 5 条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

(助成の適用)

第 6 条 第 4 条の規定による医療費の助成は、前条第 1 項の申請があった日から適用する。

2 前条第 1 項による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度の判定をされた者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日又は特定医療費(指定難病)受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費(指定難病)受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を越えて遡及することはできない。

(医療証の提示)

第 7 条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、大阪府内に所在地を有する医療機関等において、第 4 条第 1 項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関等に医療証を提示しなければならない。

(助成の適用)

第 5 条 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があった日から適用する。

(申請)

第 6 条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、医療証を交付する。

(医療証の提示)

第 8 条 医療証の交付を受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第 9 条 医療費の助成は、第 4 条に規定する助成額に相当する金額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、第 6 条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第 8 条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第 4 条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第 9 条 受給者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の規定による死亡の届出義務者が、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 10 条 省略

(不正利得の返還等)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払いを請求することができる。

(事実の調査)

第 12 条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問し、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第 13 条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第 14 条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、重度障

(損害賠償との調整)

第 10 条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第 4 条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第 11 条 医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 医療証の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の規定による死亡の届出義務者が、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 12 条 省略

(不正利得の返還等)

第 13 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部若しくは一部の返還又は支払いを請求することができる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、身体障

害者に対する医療費の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

以下省略

## 第2条関係

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 1 省略

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、規則で定める程度の障害の状態にある場合は除く。)に養育されているときは除く。

(1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を解消した児童

(2)～(5) 省略

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童の養育(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)をする者であって、父及び母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

(1)・(2) 省略

(対象者)

第3条 この条例の規定に基づく医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市の区域内に居住地を有する者であ

害者及び知的障害者に対する医療費の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

以下省略

## 第2条関係

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 1 省略

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、規則で定める程度の障害の状態にある場合は除く。)に養育されているときは除く。

(1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)を解消した児童

(2)～(5) 省略

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童の養育(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)をする者であって、父及び母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

(1)・(2) 省略

(対象者)

第3条 この条例の規定に基づく医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市の区域内に居住地を有する者であ

って、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 省略

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(3) 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)又は羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成 9 年羽曳野市条例第 15 号)の規定により医療証の交付を受けている者

(4) 児童福祉法の規定に基づく措置により医療費の支給を受けている者又は同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等に入所し、若しくは入院している者(通所している者を除く。)

(所得制限)

第 4 条 前条第 2 項に規定するほか、対象者が次に掲げる場合に該当するときは、その者を対象としない。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年(各年の 1 月から 6 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年。以下同じ。)の所得が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する

って次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 省略

(2) 羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例(昭和 46 年羽曳野市条例第 27 号)の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者

(3) 身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者

(4) 児童福祉法の規定に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等に入所し、又は入院している者(通所している者を除く。)

(所得の制限)

第 4 条 前条第 2 項に規定するほか、対象者が次に掲げる場合に該当するときは、その者を対象としない。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年の所得(1 月から 6 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年所得。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控



控除対象配偶者及び同項第 34 号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日までは、その損害を受けた年の前年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。

3・4 省略

(助成の範囲)

第 5 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付(精神病床への入院に係る給付を除く。)が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費又は入院時生活療養費について保険給付が行われた場合にあっては、その入院時食事療養費標準負担額又は入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るもの(課税世帯の入院時食事療養費標準負担額を上限とする。))。以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ

除対象配偶者及び同項第 34 号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3・4 省略

(医療費の助成)

第 5 条 市は、対象者の疾病又は負傷について規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)又は国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合の特別療養費を除く。)及び家族療養費について保険給付(食事療養に係る給付を除く。)が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。))又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。))、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。

かに該当するときは、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 前3号に掲げるものほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条第1項の申請のあった日から同条第2項の規定による医療証の交付があった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(医療証の申請)

第6条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の適用)

第7条 第5条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、その給付の額を限度に助成しない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により医療費に相当する額の範囲内において、規約、定款をもって給付が行われたとき。

3 市は、対象者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、ひとり親家庭医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該契約医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、ひとり親家庭医療費の助成があったものとみなす。

(医療証の申請)

第6条 ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者は、規則で定められる手続に従い、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づいて、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の開始)

第7条 ひとり親家庭医療費の助成は、前条第1項の規定による申請のあった日の属する月の初日から開始する。

<p>2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第 1 項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときは、<u>医療費</u>の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第 8 条 <u>医療証の交付を受けている者</u>(以下「<u>受給者</u>」という。)は、<u>大阪府内に所在地を有する医療機関等</u>において、<u>第 5 条第 3 項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関等に医療証を提示しなければならない。</u></p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第 9 条 市長は、<u>受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第 5 条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</u></p> <p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第 10 条 この条例による助成を受ける権利は、<u>譲渡し、又は担保に供することができない。</u></p> <p>2 <u>医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。</u></p> <p>(不正利得の返還)</p> <p>第 11 条 市長は、<u>偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があつたときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払いを請求することができる。</u></p> <p>(届出の義務)</p> <p>第 12 条 <u>受給者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)に規定する死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(事実の調査)</p> <p>第 13 条 <u>市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者</u></p>	<p>2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第 1 項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときは、<u>ひとり親家庭医療費</u>の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第 8 条 <u>医療証の交付を受けた者</u>(以下「<u>受給者</u>」という。)は、<u>第 5 条第 3 項の規定の適用を受けようとするときは、契約医療機関等に医療証を提示しなければならない。</u></p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第 9 条 市長は、<u>受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</u></p> <p>(不正利得の返還)</p> <p>第 10 条 市長は、<u>偽りその他不正の手段によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者があつたときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は事情により一部を返還させることができる。</u></p> <p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第 11 条 <u>ひとり親家庭医療費の助成を受ける権利は、譲渡又は担保に供することができない。</u></p> <p>(届出の義務)</p> <p>第 12 条 <u>受給者は、規則で定めるところにより、居住地、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)に規定する死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>
---	--

に対し、出頭を求め、質問し、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第 14 条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第 15 条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、ひとり親家庭に対する医療費の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

以下省略

### 第 3 条関係

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に居住地を有する子どもであって、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者とする。

2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

(1)・(2) 省略

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、国又は府が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、ひとり親家庭医療費について必要な事項は、市長が定める。

以下省略

### 第 3 条関係

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に居住地を有する子どもとする。

2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

(1)・(2) 省略

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、国又は府が実施する医療費公費負担制度に基づき、負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

者を含む。)又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)の規定により医療証の交付を受けている者

(5) 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 17 号)の規定により医療証の交付を受けている者

(助成の範囲)

第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあっては、その標準負担額)を助成する。

3 第 1 項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費(食事療養費を除く。)の助成を受けることができない。

(1) 羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)の規定による医療費の助成を受けることができる者

(2) 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 17 号)の規定による医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合の特別療養費を除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあっては、その標準負担額)を助成する。

<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。</u></p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、<u>他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができる</u>とき。</p> <p>(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、<u>規約、定款等</u>をもって給付が行われたとき。</p> <p>(3) <u>対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が不当と認める事由が生じたとき。</u></p> <p>3 <u>医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことによつて行う。ただし、次条第1項の申請のあった日から同条第2項の規定による医療証の交付があった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</u></p> <p><u>(医療証の申請)</u></p> <p>第5条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者は、規則の定めるところにより、<u>市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。</u></p> <p><u>(助成の適用)</u></p> <p>第6条 第4条の規定による医療費の助成は、<u>新たに対象者となった者にあつては、対象者となった日から適用する。</u></p> <p>2 <u>入院等に係る助成の対象となる期間は、その</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる場合は、その限度において助成を行わない。</u></p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による<u>療養に関する給付が行われた</u>とき。</p> <p>(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、<u>規約又は定款</u>をもって給付が行われたとき。</p> <p><u>(助成の適用)</u></p> <p>第5条 前条の規定による医療費の助成は、<u>新たに対象者となった者にあつては、対象者となった日から適用する。</u></p> <p>2 <u>入院等に係る助成の対象となる期間は、その対象者の入院の日から退院の日までとする。ただし、その対象者が入院中に住民基本台帳等に異動があつた場合の助成の対象となる始期及び終期については、規則で定める。</u></p> <p><u>(申請)</u></p> <p>第6条 この条例により医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより、<u>市長に申請しなければならない。</u></p>
---	--

対象者の入院の日から退院の日までとする。  
ただし、その対象者が入院中に住民基本台帳等に異動があった場合の助成の対象となる始期及び終期については、規則で定める。

(医療証の提示)

第 7 条 前条第 2 項の規定により医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、大阪府内に所在地を有する医療機関等において、第 4 条第 1 項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関等に医療証を提示しなければならない。

(届出義務)

第 8 条 受給者の保護者は、受給者又は保護者の住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)に規定する死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第 9 条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第 4 条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成の決定及び医療証の交付等)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに支給するか否かを決定する。

2 市長は、前項の規定により医療費の助成を行うことを決定したときは、規則で定めるところにより、医療証を交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(医療証の提示)

第 8 条 前条第 2 項の規定により医療証の交付を受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第 9 条 子どもに対する医療費の助成は、助成すべき額を契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第 10 条 第 7 条第 2 項の規定により医療証の交付を受けた対象者の保護者は、対象者又は保護者の住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第 11 条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その限度において、第 4 条の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 1 省略

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払いを請求することができる。

(事実の調査)

第12条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問し、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第13条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第14条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

第15条 省略

以下省略

(譲渡等の禁止)

第12条 1 省略

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

第14条 省略

以下省略



羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
1 削除			1 市長	羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例(昭和46年羽曳野市条例第27号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年羽曳野市条例第22号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年羽曳野市条例第22号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
3~14 省略			3~14 省略		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 削除			1 市長	羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3~11 省略			3~11 省略		
以下省略			以下省略		